

満州国社会事業史

2001.1.31 栗山健太郎

はじめに

1929年に勃発した世界大恐慌を背景に、1931年9月18日関東軍は奉天郊外の柳条湖付近で満鉄の一部を自ら爆破し、これを中国軍の仕業として中国軍の兵営を攻撃した。以後足掛け15年にわたって日本が続けた侵略戦争＝日中戦争の発端となる満州事変の始まりである。この満州事変が今回のテーマである満州国を創り上げることになる。屋気楼のように現れ、わずか13年5ヶ月で忽然と消えていった王朝。中国の長い文明史の流れにおけば、満州国の存在は本当に小さな波みたいなものだろうが、この小さな波は中国の民衆にはかりしれない災難をもたらしたのである。

今回私は満州国における社会事業政策に焦点を当てる。そして軍事的・政治的・文化的視点から満州を見るのではなく、社会事業という側面から満州を解剖していく。

1. 満州国成立の意味

満州国の成立、強いては満州国成立の発端となった満州事変の真相については、既に多くの研究が行われており、一概にこれと決め付けることはできないが、一言で言えば「満蒙における特殊権益」が満州国を創り上げたといえる。重化学工業化への道を歩んでいた日本にとって、満蒙の大地に眠る鉄鋼などの豊富な資源は絶対必要であり、この要所を抑えることで中国大陸への足がかりを、さらには日米開戦に向けての準備を行わなければならないかと当時の関東軍参謀石原莞爾や板垣征四郎は考えていた。しかし満蒙地域は中国の主権下にあり、日本だけでなく西洋諸国にとっても魅力的な土地であったため、「東洋の弾薬庫」などといわれていた。そのため日本は軍事力を背景に中国東北地方を制圧した。そして「民族協和」、「共存共栄」、「順天安民」をスローガンに清王朝の血を引く溥儀を皇帝に祭り上げて、理想国家満州国を建設したのである。これらから満州国建設の真の目的については、一般的に侵略的側面の視点から論じられるが、決して侵略的側面だけではなく、その達成面、つまり「満州国は単なる傀儡国家ではなく、欧米の帝国主義支配を排してアジアに理想国家を建設する運動の場であった。満州国建設は一種のユートピア実現の試みであった」という理想国家論も存在しているのである。様々な憶測がされる満州国であるが、私は満州国社会事業政策の実態をみることにより、満州国の全体像が見えてくるものと思われる。

2. 満州国社会事業政策

(1) 社会事業政策の意味

満州国に関して多くの議論が交わされているが、実際満州国には様々な民族矛盾・階級矛盾・社会矛盾が交差しており、民族協和のスローガンは名ばかりのものであった。事実、

満州の企業における賃金¹、配給²や昇進には民族間でれっきとした格差があり、社会情勢は極めて不安定であった。例えば 1931 年 9 月、日本軍がハルビン攻撃を企図したとき、中国の鉄道労働者はあらゆる方法を使って日本軍の軍事輸送を妨害し、派兵できないようにしたり、東北軍の吉林自衛軍や東北義勇軍、および民衆の愛国抗日武装勢力は東北各地で抗日運動を続けたのである。結局中国の領土を分裂させて植民地化する暴挙は中国全土の民衆の激しい抵抗に見舞われた。そのため社会秩序の安定と民心を収めるために、軍事力で鎮圧措置をとるとともに、社会事業を平行させて行ったのである。

それではこの社会事業の内容に入っていくが、その前に後藤新平の「文装的武備論」について少々触れておくことにする。この文装的武備論というのは、満州国早期社会事業植民地政策の中心的な理念であり、満鉄初代総裁の後藤新平が唱えた。これは後に社会事業政策の基本原則となり、また指導理念として貫徹された。つまり満州国の社会事業を語る上で文装的武備論には触れる必要がある。

文装的武備論の登場の背景には、東アジアを取り巻く国際情勢の変化と日本の植民地支配方針の変更が大きく関わっている。この理論を簡潔にまとめると、社会事業の中心的な任務は衛生と貧困の防止にあり、国益のために未然に生産力の担い手である労働者の保護が最も大事で、それに関連して貧民をまず救済することが必要であるというものである。そのために日清戦争で得た賠償金を軍備拡張や殖産興業などにのみ使用するのではなく、社会事業に投資を行うべきだと論じている。それではこの文装的武備論をふまえた上で、社会事業政策の内容に入り、その正体を明かしていく。

（２）社会事業政策の展開

満州国の社会事業政策が行われる以前、中国の東北地方において社会事業はもちろんのこと存在していた。そして日露戦争後の中国東北地方への日本軍の進入によって日本版社会事業が創立された。これは満州国成立後の社会事業と同じく、植民地に対する侵略活動という目的を覆い隠すためにつくられたのである。労働者の保護、医療救済事業、生活困窮者の救済事業などが存在したのであるが、実際の機能範囲はかなり狭かった。そしてのちに満州国成立とともに社会事業政策が本格化していく。

満州国社会事業政策の全体的な流れをみれば、大きく 3 つの時期に区分することができるだろう。満州国の建国から 1937 年の日中戦争が起こるまでの第一期は、日本植民地としての満州国の傀儡政権創立期であり、満州国社会事業政策の創立期である。第二期は中国本土への侵略戦争の拡大につれて社会事業政策が大きく変化し、戦時の需要に応じて人的資源と経済力の保護を目的として行われた。そして第三期は 1940 年から終戦までで、日本が太平洋戦争と中国本土で次第に劣勢へと追い込まれていったため、社会事業本来の目的は排斥され、勤労奉公や戦線への人的・物的面での支援が中心となった。以上が満州国社会事業の大まかな歴史の流れである。それでは社会事業政策の内容を具体的にみていくことにする。

¹ 賃金比率：日本人を 100 とすると、朝鮮人 39、中国人 30。

² 配給：日本人は白米、朝鮮人は白米と高粱半分ずつ、中国人は高粱。

<第一期>

満州国の建国と同時に政府による社会事業政策がスタートした。この社会事業政策がなぜ行われたかについては前述したが、もう一つの理由を挙げておきたい。それは満州国における抗日勢力を抑えるためだけでなく、日本国内の事情も絡んでいたのである。第一次世界大戦終了後、日本国内は慢性的な不況に陥り、政府の財政救済のためのインフレ政策のもと、物価の高騰や国際収支の悪化・失業率の激増・農村社会構造の破壊・農民の年への大量流失などの問題を引き起こした。俗に言う昭和恐慌である。これにより資本の独占化は急速に進展し、労働者農民や中小零細商工業者の生活を圧迫させて様々な社会問題が噴出したため、満州国の社会事業に好感を持たせて、移民という形で国内の問題を和らげようとしたのである。この2つの理由が中心となって社会事業は行われていく。まず日本の内閣に相当する国務院の中に民政部が設けられ、そこから庶事・救護・福祉・労工の股より成り立っていた。1934年に公布された満州帝国民生部の「政務年報」によれば、これら四股の事業内容をこう記している。

庶事股 「社会事業ノ監督助成・調査統計、開拓移民ニ関スル事項」

救護股 「賑恤救済、義倉積谷、ソノ他救護ニ関スル事項」

福祉股 「社会改善、失業救済並防止、諸民族融和、一般福祉施設ニ関スル事項」

労工股 「一般労働問題、労働者災害防止及扶助、ソノ他労働ニ関スル事項」

ここから建国当初の社会事業を行う体制としてはかなり整備されていたといえるだろう。各所属機関もきちんと整備されていて、社会事業に取り組もうとする姿勢が十分伺える。こうして社会事業政策はスタートしたのである。一方、満州国はもともと中華民国も領地であり、日本軍が強引に奪ったため、中華民国の社会事業政策が残存しており、当初は満州国が新たに発した社会事業と並存した。しかし時が経つにつれて、満州国社会事業に吸収され、跡形もなく消え去ってしまうのである。

<第二期>

1937年に入ると満州国での日本の政治統制権がさらに強化され、植民地としての性格を増していく。これは同年に起こった七・七事変による中国大陸への全面的な侵略戦争＝日中戦争のためである。これにより戦争資源の供給の重要性から帝国主義日本は満州地方の経済やあらゆる事業に対する統制し始めた。満州国政府はただちに、「政治行政機構改革大綱」や「国務院官制」を公布して行政機構の新しい改革を宣言し、社会事業政策もこれに伴って大きな転換期を迎えることになる。

1937年、従来の民政部が廃止され、新たに民生部が設置された。そして民生部の中に教育司・社会司・保健司が設けられ、第一期に比べてそれぞれの機関の任務が細かく割り当てられた。例えば三司の一つである社会司の中には社会課・礼教課・補導課がつくられ、社会課は「社会教育、現代文化、救済」の事務を行い、礼教課は「古代文化・表彰・宗教の事務」、補導課は「労働行政事務（職業訓練、失業防止、労働保護、労働者の調査、労働力の配備）」という様に活動内容が以前に増して明確化された。ここで重要なのは社会事業政策がなぜ変化していったのかである。先に記したように戦争の本格化がその要因なのであるが、これには日本における社会事業政策とも大きな関わりがある。1938年、日本国内に厚生省が誕生して社会事業はこの厚生省に任された。その目的は国民生活の安定と人的資

源の維持・培養であった。戦時下では精兵の養成と軍事労働力の確保が絶対必要であるため、第一期における連帯的社会づくりの社会事業から軍事目的を中心とした社会事業へと変化したのである。これにより満州国社会事業も同様に变化していった。それが顕著に現れているのが労働関係部門の政策の変化であろう。建国当初の第一期に存在していた労工股の役割は治安の維持や労働運動の発生を未然に防ぐといったものであった。それが第二期における労働関係を扱う補導課の役割は経済開発の必要による労働力の開発や労働者に対する職業訓練へと変化した。つまり労働保護から労働力の動員と確保を目的とした社会事業へと転換されたのである。第一期の社会事業の特徴が「王道政治」を掲げて民心を得ようしたのに対し、第二期の社会事業の特徴は軍事的・政治的問題と結びつけて、国家の政策（日満一体の国家体制づくり）の一環として社会事業は位置づけられたといえるだろう。第二期の社会事業を総括してみるとこうなる。「七・七事变以後、中国本土に対する侵略の本格化や満州とソ連国境の緊迫化、そして世界大戦への突入が必然的に日満一体とする軍事力の強化を強いられた。そのため国家総動員法で総力を挙げて戦争に立ち向かうための軍需供給地として満州国は重要視された。そして満州国の社会事業も日本国内のそれと同じく、戦争遂行のために存在するものになり、社会事業本来の性格を失いつつあったのである。

<第三期>

1941年12月8日、軍国主義日本は真珠湾攻撃により太平洋戦争へと突入した。一方、中国本土では反日勢力の必死の抵抗から足踏み状態が続いていた。そのため日本国内では戦時の物資供給が絶対的な不足に陥り、日本は満州国に対して経済的搾取をさらに強化し、戦争資源となるものを次々に略奪し始めた。そして労働問題に対しても強制的な管理制度をとり始めた。満州国は全面的に戦争体制へと引きずり込まれたのである。1941年12月22日、日米開戦から間もない頃に日本と満州国は合同で、「戦時緊急方策要綱」を公布し、皇帝の溥儀も「国力を挙げて戦争を支援する」ことを記した詔書を発布した。こうした中で戦時体制の需要に合わせて社会事業政策もさらに変化することになる。その具体的な内容として、まず組織形態が一新された。民生部を最高機関とし、その下に教育・厚生・労務・保健司が設置され、それぞれの司の下にも保護課・補導課・動員課などが置かれた。これらの役割を全て説明するのは不可能なので割愛させてもらうが、次に述べる2点から第三期の社会事業は確実に変化したといえるであろう。

第一に厚生司の各課の役割に国民生活の規制、隣保制度、統制協定、賃金統制などの管理内容がはっきりと明示されている。これは民衆の反抗を未然に防ぐための政策であり、社会事業がそのための道具としての性格を強めたと推測できる。「統制」の文字が頻繁に現れていることから、この時期の満州国の状況がつかめるだろう。第二に労務司の存在である。この司の統括する政策に、「労働機関ノ監督、労力ノ需給調整、労働資源調査及労働統計、労働訓練、技術工ノ養成並ニ配分ニ関スル事項」などが規定されていることから、労働力の管理が重要視されていたことが分かる。そしてこれはただ単に失業者保護等の正真正銘の社会事業ではなく、あくまで満蒙の自然資源の略奪と戦争のための無償労働力を収集することが目的であった。これにはそうせざるを得なかった背景としていくつかの社会変化があったのである。まず先に述べたが、太平洋戦争と日中戦争の日本の劣勢化から

日本国内と満州国がともに経済事情の悪化を招いたことによる。日本国は米国にガダルカナルやミッドウェイの海戦で完膚なきまでに敗北し、米国は日本本土にまで迫る勢いであった。「贅沢は敵だ」のキャッチフレーズが国内に存在していたように、満州国ではさらに厳しい経済状況に陥っていた。例を挙げよう。1941年、満州国政府は「主要生活必需品配給綱要」を制定して、主要な生活物資に対して厳しい配給制をとり始めた。1943年の奉天市の都市部における食糧配給量は成人が毎月7キログラムで、子供は2キログラムであった。一日あたりに換算すると、成人で日に200グラムほどになり、僅かな配給量であることが分かる。また一部の地方では働く能力のない人間に対し、食糧配給をストップしたこともあった³。こうした経済事情の悪化にあえいでいる民衆の不安を少しでも抑制するために、社会事業方面でも改革の必要性に迫られたのである。次に労働運動の多発が挙げられる。満州国での労働争議は1927年の中国国民革命前後をピークに収まりをみせ、年間20件ほどであったが、1937年頃から急に増加し始め、1939年には年間130件近く起きている。この労働運動の多発化には中国本土のデモクラシー思想や共産主義思想、物価の高騰からくる経済の変動、日本の中国侵略に反対するナショナリズムなどが原因である。この労働争議も社会事業の変化の一因であるだろう。以上主にこの二点が第三期の社会事業を変化せざるを得なかった背景である。しかし植民地支配方策の一つと化してしまった社会事業は完全に本来の目的とはかけ離れたものになってしまったのである。

この時期の社会事業の特徴として、「国民勤労奉公局」の設立と「軍事援護制度」についてみておきたい。「国民勤労奉公制度」は1942年に民生部の中に設立された。民生部は「国民勤労奉公制度は時代の建設を担ふ青少年の身心の陶冶煉成に遺憾なきを期するとともに、国家意識に立脚する聖戦奉仕を中軸とする勤労を通じて非常時局下における青少年の自党と国民の向かふべき途を示さうとするもので、国兵法とともにそれは満州建国史上真に画期的意義を有する新制度であるといはねばならない」(満州通信社「満州国現勢」183頁)と発布している。これは戦争のために労働力を無償で提供しなければならない意味をもっている。そして満州国の男子は兵役につかない者で病人・精神異常者でない限り、全て国民勤労奉公に服する義務を負わされ、国防建設、鉄道および道路建設、土地開発、農作物生産収穫、災害救護などの無償労働を課せられたのである。労働力不足を解決するために行ったこの勤労奉仕運動が「国民勤労」というスローガンの下で、老人から児童までほとんどの民衆が無償で様々な労役を強制された。この制度は日本国内の徴兵制度と国家総動員法とリンクしているといえる。また「国民勤労奉公隊編成令」の規定によって編成された勤労奉公隊は、隊の団結・訓練・作業および内務の単位として民生大臣が総司令となり完全な兵営化システムをとったのである。もはや民生部の行う社会事業は社会事業とすらいえない状況へと変化してしまったのである。この制度は日本国内の徴兵制度と国家総動員法とリンクしているといえる。もう一つの「軍需援護制度」も社会事業の一環として開始された。「国民の軍務に服するに因りて生ずることあるべき本人、又は其の家族、若くはその遺族の生活上の不安を防遏し、以て帝国軍人として後顧の憂なく一意奉公の誠

³ 牡丹江省では省内の2万1300の無職人員に対して、働く能力のある6700名には配給を与えて強制的に働かせたが、働く能力のない老人や病人に対しては配給を停止した。(実施期 1942年10月から1943年5月)

を尽くさしむることを目的とす」から察すると、この制度の本質は社会全体に軍隊・軍人のバックアップをさせて、戦争遂行と一体化させたことにある。援護の方法としては、生活扶助、職業保障、収入保障、公租公課の減免、生業扶助、医療扶助、助産、資金融通が挙げられる。軍務と関係をもつ本人や家族などにはこのような社会保障が受けられたのである。しかしこの二点を除けば第三期における社会事業はほとんど機能していなかった。この時期は日本の敗戦色が日増しに濃くなっていったため、これまでのように社会救済や施設の建設を行うこと自体、不可能であった。そのため社会事業を新たに創設することがなかったばかりでなく、これまで存続してきた社会事業さえも危機的状況に陥ったのである。つまり社会事業より戦争遂行が第一であり、社会事業にかまっている場合はなかった。けれども社会事業と銘打って、戦争のバックアップをさせれば民心も得ることができる。この思考が第三期における社会事業に強く現れている。

こうして満州国の社会事業の変遷を第一期から第三期に分けてみたが、一貫していえることは、戦争の存在により社会事業は大きく変化したのである。満州国の社会事業政策は、日本国の軍事・政治体制の補完的役割を暗に意味していると定義することができるであろう。

3. 満州国社会事業の特色

1931年の満州事変後、傀儡国家満州国が建国された。こうして満州国の建国から1945年の日本の敗戦で崩壊するまでの約14年間、満州国は中国本土とは切り離され、日本の植民地として存在した。そして民衆の不満を和らげるための策として社会事業政策も植民地統治政策の一環として行われた。しかし満州国の社会事業は満州国建国後に始まったものではなく、中華民国の時代から基盤は創られており、満州国が社会事業に着手したときにはちょうど中国本土でもその形成期であった。こうしてある程度の基盤が出来上がっていた中に満州国の社会事業政策はスタートした。しばらくして日本の軍国主義に伴い、従来の社会事業基盤も徹底的に改造されつつ中国旧来の社会事業思想が押さえつけられ、代わりに日本の植民地社会事業思想が注ぎ込まれたのである。

「王道主義」「民族融合」これらは日本の植民地社会事業思想のキーワードである。「王道主義」とは中国封建社会の政治的価値体系の理念をモチーフに、君権至上主義を強調しようとしたものである。中国の王道を受け入れた日本の政治・文化は神を一体とする思想を提唱し、また軍国主義と結びつけて、思想的武器として満州に進出した。溥儀が皇帝として即位したときも、「天皇の聖意に基づいて即位した」と宣言した。また1935年に初めての日本訪問を終えた後に、「まつりことに根本は仁愛にあり、道徳で重んじることは忠孝にある。大衆は心からこの君主を尊敬し、・・・それを以って万世一系の皇統を維持している」と日本の政治体制を認め、「日本の天皇陛下と精神的には一心同体になっている」と自ら宣言した。結局「王道主義」は日満一体を謳いながらも天皇を敬い、日本に忠誠を尽くすことに過ぎなかった。この「王道主義」のもとで推し進められた社会事業政策の中心も、日本植民地支配政策の全面的な奉仕以外のなにものでもなかったのである。そして中国本土の社会事業は次第に民主主義の方向へ向かっていくのに対して、満州国の社会事業は時代の発展に逆行してファシズムの方向へと進んでいった。

「民族融合」に関しても「王道主義」と同じことがいえる。「民族融合」も中国のこれまでの伝統的社会事業理念として尊ばれていた思想とは異なるものであった。これには満州地方諸民族間の融合によって、中国民衆のナショナリズムの高揚を抑制させる狙いがあったのである。日本国にとって彼らの民族意識や国家意識は植民地支配にあたり最大の障害になっていた。そのため民族を融合することにより、共存意識を植え付けようとしたのである。しかし実際は諸民族間の平等的・自発的な融合ではなく、「優秀なる大和民族」が事実上の民族融合の中核となっていた。民族融合は中国民衆にとってみれば差別と屈辱の歴史的経験であったろう。満州国の社会事業の指導理念はこの「王道主義」と「民族融合」を目的に実施されたが、結局は極端な民族主義・国家主義そして植民地主義であった。

これまでの内容から分かるように、満州国社会事業は独特の歴史である。その中で最も重要な特徴といえるのが、日本が満州国の支配に当たって間接的・斬新的な統治手段をもちいた事である。これは日本植民地支配者が台湾や朝鮮で実施した武力行使による同化政策とは違う植民地統治手段であった。そして日本国がこの統治手段をとったために、社会事業もその特徴が顕著に現れたのである。これまでのまとめとなるが、具体的には次の数点が挙げられるだろう。

1．植民地社会事業に対する直接的な支配は、「日満一体化」という形で行われた。しかし「日満一体化」は日本人官吏を満州国社会事業の行政長官に登用し、日満間の社会事業を交錯させて日本国内の法律や制度を強制的に押し付け、満州国を日本の付属品化しようとしたのである。結果的には手法が違うだけで台湾や朝鮮と同じ方向へ歩むことになる。

2．日本軍が打ち出したスローガンに、「民族協和」がある。先に述べた「民族融合」とさほど変わりはないが、これは台湾や朝鮮で実施された強制的な民族同化政策で民衆の多大な反抗を招いたことを教訓として登場したのである。この政策の目的は何度も説明した通りである。また中国では古来から漢民族をはじめとした多民族共存の国家であり、漢民族の文化が中国文化の中心的な地位を占めていたが、様々な異文化を絶えず吸収して幅広い民族の基盤を持っていた。そのためこの多民族国家中国を強引な武力侵略・同化政策では抑えきれないと判断したところにもよる。いずれにしても「民族協和」をもとに流血による民族間の衝突を避けようとした点は後藤新平の文装的武備論の理念が基盤として存在している。

3．満州国建国当初、日本の社会事業制度は満州国に対し強引に押し付けることは比較的少なかったため、中国固有の伝統的な社会事業との並存であった。しかし戦争の進行により、徐々に満州国の社会事業は日本国内との関連性を強めることになり、中国固有の社会事業の性格は失われていった。義倉制度や隣保制度などは中国固有の社会事業であったが、これらも日本によって変質させられたのである。

このように満州国社会事業は14年という短い歳月の中でめまぐるしく変化し、特異な形態をとっていたといえる。これらは全て戦争の生み出した産物である。これが満州国の悲劇の一部であることに疑いはない。

まとめ

「王道楽土」や「日満一体」は満州国社会事業の思想的基盤として掲げられた。しかし

これらは日本の軍国主義を円滑に推し進めるための言葉の道具でしかなかった。近代における社会事業は近代資本主義の誕生によって生まれた自由・平等・人権・生存権などで、外圧の影響で近代への変質を始めていた中国も半植民地・半封建社会の体制下で独自の社会事業の道を探し求めていた。それが満州国の建国により、時代の流れに逆行した反民主主義的な思想を注入され、特殊な形態を生み出してしまったのである。本来社会事業が持つべき人権・生存権の擁護という極めて基本的な原則さえ守られなかった。さらに日本人 > 朝鮮人 > 中国人の民族差別が当たり前のよう存在していたため、正常に機能するはずがなかった。一番ヶ瀬康子・吉田久一の『昭和社会事業史への提言』の一部を要約すると、「植民地に対する差別支配は、日本が富国強兵政策を押し切り、戦争を遂行する際の収奪のためにあった」といえる。

結果として満州国社会事業は、満州国の民衆にとってマイナス面ばかりが目立つ政策であったといえる。植民地支配政策の中核になって、日本の戦争を援助するための道具として利用されたファシズムの性格を持つ政策であった。しかしマイナス面ばかりに目を向けるのではなく、視点を変えればこういう見方もできるのではないか。

- ・近代的な社会事業組織をつくろうとした
- ・大規模な医療社会事業施設をつくろうとした

決してこれらを過大評価するわけではないが、プラスに作用した面もあることを述べておきたい。ただその裏には多大なマイナス面が存在するが、今回、満州国の奥の深さを改めて感じさせられ、まだまだ検証不足である感が否めない。

忽然と現れ、消えていった満州国。たった十数年の歴史しか持ち合わせていないが、その短すぎる歴史は想像以上に複雑である。

参考文献

山室信一『キメラ 満州国の肖像』中央公論社、1993年。

一番ヶ瀬康子『社会福祉事業概論』誠信書房、1964年。

一番ヶ瀬康子・吉田久一『昭和社会事業史への提言』ドメス出版、1982年。

鶴見裕輔『後藤新平伝・満州経営編』太平洋協会出版部、1943年。

「民生」満州国民生部大臣官房資料、1940年。